

専門部会規程

(専門部会の設置)

第1条 社会政策学会は会員の自主的研究活動を促進するために専門部会を設置することができる。

(設立準備)

第2条 新たに専門部会を設立しようとする会員は、本人を含む5人以上の会員で設立準備委員会を発足しなければならない。設立準備委員会の世話人は、設立しようとする専門部会の名称、設立主旨および活動計画、世話人氏名と連絡先などを明記し、設立準備委員会の委員の賛同署名を添えて、代表幹事に通知する。

(設立提案の周知)

第3条 幹事会は設立提案を受理した場合、速やかにニューズレター、学会メールリングリスト、および学会ホームページで全会員に周知する。その他、幹事会は必要に応じて設立準備委員会の広報活動を支援することができる。

(設立の手続き)

第4条 設立準備委員会の世話人は、設立しようとする専門部会に加入を希望する会員が20人を超えたとき、部会員名簿を添えて代表幹事に設立申請を行う。設立申請は原則として設立提案の提出後2年以内に行わなければならない。幹事会はこの設立申請を審議し、専門部会の設立を承認することができる。

(部会への加入)

第5条 専門部会に加入を希望する者は世話人へその意思を伝える。世話人は、入会の承認を行った後、部会員名簿に登録したことを部会員に周知する。

(会費および活動費補助)

第6条 専門部会は独自に会費を徴収することができる。学会は財政の許す範囲で部会活動に補助金を支出することができる。

(運営と活動の目安)

第7条 専門部会の運営と活動はその自主性に委ねられるが、以下の各号を基本的要件として満たすことが期待される。

- (1) 各年度の活動状況と部会員名簿の登録人数を代表幹事に報告する。
- (2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。
- (3) 少なくとも2年に一度は分科会を企画・主催する。

(世話人会の開催)

第8条 幹事会は専門部会の世話人の情報交換の場として世話人会を開催することができる。

(名称変更)

第9条 専門部会が名称変更を希望する場合は、世話人がその旨を代表幹事に通知し、幹事会の承認を得なければならない。

(活動状況の確認と支援)

第 10 条 幹事会は、直近 2 年間に於いて、大会での分科会開催実績がない部会、会議や研究会の開催が確認できない部会、部会員名簿の登録人数が 20 名を下回っている部会がある場合、その活動状況を確認するために、当該部会の世話人と協議を行う。幹事会は、協議結果を踏まえて、部会活動に対する追加的な支援を行うことができる。

(解散の手続き)

第 11 条 前条による協議の結果、幹事会と世話人の両者が、部会活動の継続が困難であると認めた場合、世話人は代表幹事に解散申請を行う。幹事会はこの解散申請を承認することができる。

附 則 本規程は 2024 年度から適用する。

制 定 2008 年 5 月 24 日

一部改正 2023 年 10 月 7 日